

寄付金返還承諾書

この寄付金については、下記の①又は②に該当する場合は、当該寄付金を返還されることに同意します。

記

- ① 受配者から寄付金配分申請書の提出がない場合又は配分計画の決定後に、当該配分計画に係る事業の内容に変更が生じ、寄付金の全部又は一部の返還があった場合
- ② 寄付金の受入れの後に生じた事情の変更等により、受配者指定寄付金の受入れの審査基準その他「特定寄付金及び指定寄付金取扱基準」に違反することとなり、共同募金会が寄付金の返還が適当と認めた場合

平成 年 月 日

寄付者の名称

及び代表者

印

社会福祉法人中央共同募金会

会長 斎藤十郎 殿